

## 印刷物製造請負における最低制限価格制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出納局契約課長が発注する印刷物の製造請負において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及びその他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる印刷物製造請負及び調達方法)

第2条 この要領の対象となる印刷物製造請負（以下「請負」という。）は、1件の調達案件に係る予定価格が、40万円以上100万円未満のものとし、宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）におけるオープンカウンター方式により調達するものとする。

(対象外となる印刷物製造請負)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- (1) やむを得ない理由により、発注から納入期限までの期間が短く、必要とする見積期間が確保できないとき。
- (2) その他、出納局契約課長が最低制限価格を設定することが不相当であると判断したとき。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格は、請負の設計額（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(最低制限価格適用案件の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、システムで最低制限価格が設定されている案件であることを周知するものとする。

(落札者の決定等)

第6条 最低制限価格に満たない価格による見積りが行われた場合は、当該見積りをした者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって見積もった者のうち、最低の価格をもって見積もった者を落札者とする。

2 最低制限価格に満たない見積りがあった場合で、予定価格以内の見積りがなかった場合は、再度の見積り合わせは行わないものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。